事務連絡

令和４年８月４日

指定障害児通所支援事業所　管理者　様

板橋区福祉部障がいサービス課

**児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの**

**自己評価の実施及び公表状況について**

　平素より、板橋区の障がい児（者）福祉にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

　標記について、「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成２４年厚生労働省令第１５号。「以下「基準省令」という。」の改正に伴い、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者は、事業所の体制等について質の評価を行い、改善を図るとともに、質の評価及び改善の内容（以下「自己評価結果等」という。）をおおむね１年に１回以上、インターネットの利用その他の方法で公表することが義務付けられました（基準省令第２６条第５項、第５４条の５、第５４条の９、第７１条、第７１条の２及び第７１条の６）。

　これに伴い、**自己評価結果等の公表について届出されていない場合は、自己評価結果等未公表減算の対象**となり、届出がされていない月から当該状態が解消に至った月まで、障害児全員について減算されることとされています。

　公表及び届出は、毎年実施することが必要であり、具体的な公表及び届出の提出期限について、板橋区では下記のとおり取り扱うこととしたので、遺漏なきようご対応いただくようお願いいたします。

　なお、**新型コロナウイルス感染症の感染拡大により自己評価が困難になっている事業所については、**「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ＆Aについて（令和３年９月２２日版）」（令和３年９月22日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）において、**自己評価結果等未公表減算を算定しないものと示されております**。これに基づき、板橋区では下記のとおり取り扱うこととしましたので、あわせてお知らせいたします。

記

**１ 対象事業所**

児童発達支援、放課後等デイサービスの事業所

**２　公表時期（届出時期）、提出期限**

　新たに事業所の指定を受けた日または前回の公表の実施時期から１年以内に公表し、

区への変更届の提出は、前回の公表の実施時期から１年１か月以内に行ってください。

　なお、新型コロナウイルス感染症への対応のため自己評価が困難となっている場合につ

いては、別添「新型コロナウイルス感染症への対応に係る自己評価結果公表等の遅延理由

書」及びこの根拠となる資料を添付してください。

**３ 公表方法**

　公表方法については、原則インターネットを利用すること。事業所のホームページ等がない場合は、独立行政法人福祉医療機構が運営するWAM　NETを活用（※）するなど、工夫すること。

（※）WAM　NETで登録する事業所情報の「サービス内容」の「利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等」にある「第三者評価の結果」の欄にPDFを掲載することで、インターネットでの公表を行ったものとみなします。

＜公表時の注意点＞

・公表にあたっては、セキュリティ保護のあるサイト等（Facebook等、閲覧制限のあるサイトは不可）に掲載し、広く公表されるようにすること。

・保護者への結果周知や施設内での掲示等の特定の者しか見ることができないものについては、公表したこととならない点に留意すること。

・公表時には、**評価の実施時期と公表の実施時期が分かるように掲載**すること。

・過去に公表した自己評価結果のデータについても同じWEBページ上に掲載し、前回の公表の時期から１年以内に公表されているかどうかを客観的に確認できるようにすること。

**４ 区への提出方法等**

（１）提出書類

[板橋区ホームページ](#_top)に掲載している「変更届出書」をダウンロードの上、必要書類一式を提出してください。

①変更届出書（第３号様式）

　※「１３　障害児（入所・通所）給付費の請求に関する事項」に〇をつけ、変更後の欄に「自己評価結果等未公表減算なし」と明記すること。

②児童発達支援ガイドライン及び放課後等デイサービスガイドラインの自己評価の実施及び公表状況に関する届出書

　※公表方法に応じ、添付書類が必要な場合は添付すること。

（２）提出方法・提出先

①郵送

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係　宛

②メール

宛先：[f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp](mailto:f-chiiki@city.itabashi.tokyo.jp)

件名：「自己評価結果等の公表・届出について」

③窓口

板橋区役所本庁舎南館３階24番窓口へ提出にてください。担当者不在の場合には、窓口対応した職員に書類をお渡しください。

＜提出時の注意点＞

・必ず、書類作成担当者様の氏名・連絡先等を記載すること。不備や確認事項等がある際には、書類作成担当者様宛にご連絡させていただきます。

・個人情報を含む書類の提出がある場合は、事故防止のため、郵送または窓口での提出をお願いいたします。

**５ 減算の適用について**

自己評価結果未公表減算については、**自己評価結果等の公表が届出されていない場合に適用**されます。具体的には、届出がされていない月から当該状態が解消されるに至った月まで、障害児全員について基本報酬（児童指導員等配置加算の単位数を含む）から１５パーセント減算することとなっています。

　ただし、上記２の新型コロナウイルス感染症への対応のため自己評価が困難となっている場合につきましてはこの限りではありません。

＜参考＞第三者評価について…第三者評価は社会福祉法に基づくものであり、基準省令に定められている自己評価とは別です。第三者評価を行っていれば、自己評価やその公表をしなくてよいということではありません。自己評価結果等の公表及び板橋区への届出が行われていなければ、自己評価未公表減算の対象となりますので、ご留意ください。

**６ その他**

　アンケート実施の際には、本人が特定されないような配慮・工夫をお願いいたします。

〒１７３－８５０１　東京都板橋区板橋二丁目６６番１号

担 当：板橋区　福祉部　障がいサービス課　地域生活支援係

ＴＥＬ：０３－３５７９－２７３６

ＦＡＸ：０３－３５７９－４１５９